令和2年第8回(8月) 農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

- 1. 日時及び場所 令和2年8月5日(水) 開会 9時54分 閉会 10時15分
- 2. 開催場所 吉富フォーユー会館 3 階研修室 3・4
- 3. 出席委員

委員の定数14名出席委員数14名欠席委員数0名

出席委員の氏名

欠席委員の氏名

4. 付議事項

議案

・議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書について

・議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

・議案第18号 下限面積(別段面積)の設定について

報告事項

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5. 農業委員会事務局職員 事務局職員 軍神 宏充、中家 立雄
- 6. 会議の概要

事務局長

委員の皆さんおはようございます。

皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがと うございます。改選後の初議案審議となりますので、どうぞよろ しくお願いいたします。

また、本日は、入室の際に検温をさせていただきました。新型コロナウイルス第2波の感染が拡大しております。従来のマスク着用、アルコール消毒に加え、対策強化として、今後は検温もさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今より令和2年第8回(8月)総会を開催いた します。

なお、本日欠席委員はなく、全委員14名での開催となります。 それでは、開会に先立ちまして賀部新会長よりご挨拶をお願い いたします。

賀部会長

あらためまして、委員の皆さんおはようございます。先月21日の総会で、皆さまのご承認をいただき、会長を務めさせていただくこととなりました。何かとご迷惑をおかけするかと思いますが、皆さまのご協力を、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年第8回(8月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には山本幸雄委員、井上幸子委員のお二人を指名いたします。

それでは、議事に入ります。議案第16号の「農地法第3条の 規定による許可申請書について」を上程します。今回は、1件の 申請です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをご覧ください。 (P1議案朗読)

売買による農地の所有権移転を行うための許可申請です。

申請農地:吉富町大字別府〇〇番 田 1,158 m²

譲渡人:東京都目黒区〇〇〇丁目〇〇番〇〇〇〇号 A. S

大阪府大阪市東淀川区〇〇〇〇番〇号 O〇〇〇号 A. T

譲受人:吉富町大字広津〇〇〇番地〇 T. H

(P2からP5説明)

この申請は、6ページの農地法不許可の要件7項目のいずれにも該当いたしません。以上で説明を終わります。

よろしくご審議願います。

賀部会長

それでは、議案第16号について、地元委員の髙橋委員は、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。

髙橋委員

事務局から説明があったとおりで、特に補足はありません。

賀部会長

髙橋委員及び事務局から説明並びに報告がありました。 ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は 挙手をお願いします。

各委員

(質疑なし)

賀部会長

ございませんようでしたら、議案第16号については承認する ことにご異議はございませんか。

各委員

(異議なし)

賀部会長

それでは、議案第16号について承認することとします。 続きまして、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請書について」を上程します。今回は、2件の申請です。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

7ページをご覧ください。 (P7議案朗読)

今回、2件の申請ではありますが、宅地分譲と宅地への進入路という一体的な開発でありますので、併せて説明をいたします。

8ページをご覧ください。

申請農地:吉富町大字鈴熊〇〇番 田 面積 732 m²

譲 渡 人:佐賀県鳥栖市〇〇〇〇〇〇〇 T. M

譲 受 人:中津市大字蛎瀬○○○-○ N. M

転用目的:宅地分譲

申請農地:吉富町大字鈴熊〇〇番〇 田 面積 107 m²

譲 渡 人:吉富町大字鈴熊○○○-○ K. E 譲 受 人:中津市大字蛎瀬○○○-○ N. M

転用目的:進入路

(その他議案内容朗読及びP9からP19説明)

農地区分については第3種農地であります。

賀部会長

それでは、議案第17号について、地元委員は高原委員ではありますが、今回は太田委員に代理をしていただいていますので、太田委員から申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。

太田委員

事務局から説明があったとおりで、特に補足はありません。

賀部会長

太田委員及び事務局から説明並びに報告がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

各委員

(質疑なし)

賀部会長

ございませんようでしたら、議案第17号については承認する ことにご異議はございませんか。

各委員

(異議なし)

賀部会長

それでは、議案第17号について承認することとします。 続きまして、議案第18号「下限面積(別段面積)の設定について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

20ページをご覧ください。

農地法3条の許可を受け、耕作のために農地の賃貸借や所有権の権利を取得しようとする場合は、取得後において原則50 a以上の耕作面積を確保することが必要でしたが、農地法の改正により、地域の実情に応じて農業委員会が別に定めることができることになりました。

これに伴い、吉富町農業委員会では、下限面積を、町内全域に おいて30aと設定していますが、議案中にありますように、毎 年下限面積の設定、又は修正の必要性について、ご審議いただく こととなっております。

新規就農者や多様な農業経営者の確保、耕作放棄地の解消という観点と、地域の実情を踏まえ、変更は行わず、現行どおり30aとすることを提案いたします。

なお、利用権の設定については、この下限面積設定を適用せず、30 a未満、たとえば10 aでも農地の賃貸借はできることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

賀部会長

事務局から説明がありました。

ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手を お願いします。

各委員

(質疑なし)

賀部会長

ございませんようでしたら、議案第18号については承認する

ことにご異議はございませんか。

各委員

(異議なし)

賀部会長

それでは、議案第18号について承認することとします。

続きまして、報告事項があります。「農地法第18条第6項の 規定による通知について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

21ページをご覧ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。 利用権の合意解約が1件あります。

小犬丸○○○番○・○ 田 1,063 m²

貸し手は小犬丸のY. J さん、借り手は上毛町のN. H さんです。

令和元年11月から6年間の契約でした。貸し手、Yさんの都合による解約です。合意解約成立の日は、令和2年7月1日です。 以上で報告を終わります。

賀部会長

事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はご ざいませんか。

各委員

(質疑等なし)

賀部会長

次に「情報交換」となっていますが、何かご質疑や情報交換い ただくような案件をお持ちのかたございましたらお願いします。 事務局はありませんか。

事務局

事務局から、お知らせをいたします。

はじめに、資料22ページをご覧ください。

これは、改選後の新しい担当地区の図です。7月21日の総会でお配りした図は、変更前のもので、こちらが新しい担当地区の図になります。

次に、「農業委員会業務必携」を本日お配りしております。これは、全国農業会議所が発行している最新版で、農業委員会の様々な取り組みや農業施策などについて、わかりやすく紹介、説明しております。新任委員の方だけでなく、再任の皆さまも、改めて農業委員会業務についてご確認いただきたいと思います。

(ほか2件)

事務局からは以上です。

賀部会長

本日の議事はすべて終了しました。次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。

事務局

年間計画どおり9月9日(水)10:00からの開催を提案します。会場は、フォーユー会館2階研修室です。よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

賀部会長

それでは、次回は9月9日 (水) 10:00からとします。 これをもちまして、令和2年第8回 (8月) 総会を閉会します。 皆さま、お疲れ様でした。

10時15分 閉会